

○経済産業省令第 号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 (平成十一年法律第二百一号) 第十一条第一号から第十号までに掲げる業務に関する事項</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 (平成十一年法律第二百一号) 第十一条第一号から第七号までに掲げる業務に関する事項</p> <p>二～四 (略)</p>

備考 表中の()は注記である。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構が行う業務に係る通則法第二十八条 第二項の主務省令で定める業務方法書に記載す</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構が行う業務に係る通則法第二十八条 第二項の主務省令で定める業務方法書に記載す</p>

べき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十五条第一号に規定する同号イからニまでに掲げる技術の開発に関する事項

二・三 「略」

三の二 機構法第十五条第三号の二に規定する

銚工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付に関する事項

四〇八 「略」

八の二 機構法第十五条第八号の二に規定する

助言に関する事項

八の三 機構法第十五条第八号の三に規定する

出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び

べき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十五条第一号に規定する同号イからハまでに掲げる技術の開発に関する事項

二・三 「略」

〔新設〕

四〇八 「略」

〔新設〕

八の二 機構法第十五条第八号の二に規定する

出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び

<p>技術的援助に関する事項</p> <p>九〇十九 「略」</p>	<p>技術的援助に関する事項</p> <p>九〇十九 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正)

第三条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 削除

第一節の二 外部経営資源活用促進投資事業

の促進（第十四条の二―第十四条の十）

第一節の三 革新的技術研究成果活用事業活

動の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）

第一節の四 研究開発施設等の活用（第十四

条の二十五）

第二節 事業再生の円滑化（第十五条―第五

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業の促進（第

十条―第十四条）

第一節の二 外部経営資源活用促進投資事業

の促進（第十四条の二―第十四条の十）

第一節の三 革新的技術研究成果活用事業活

動の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）

第一節の四 研究開発施設等の活用（第十四

条の二十五）

第二節 事業再生の円滑化（第十五条―第五

十六条)

第三章 株式会社産業革新投資機構による特定

事業活動の支援等(第五十七条―第六

十一条の二)

第四章 中小企業の活力の再生(第六十二条―

第六十五条)

第五章 雑則(第六十六条―第六十九条)

附則

(新事業開拓事業者)

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める

事業者は、次の各号のいずれかに該当するもの

とする。

一 (略)

十六条)

第三章 株式会社産業革新投資機構による特定

事業活動の支援等(第五十七条―第六

十一条の二)

第四章 中小企業の活力の再生(第六十二条―

第六十五条)

第五章 雑則(第六十六条―第六十九条)

附則

(新事業開拓事業者)

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める

事業者は、次の各号のいずれかに該当するもの

とする。

一 (略)

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ （略）

ハ 法第二条第二十七項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ （略）

三 （略）

第三条及び第四条 削除

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ （略）

ハ 法第二条第二十五項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ （略）

三 （略）

（特定新事業開拓投資事業の要件）

第三条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 新事業開拓事業者であつて、特定新事業開

拓中小企業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項各号に掲げる者に該当するものをいう。次号において同じ。）又は特定新事業開拓中堅事業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、当該その者の資本金の額が五億円未満のものをいう。）であるものの株式を取得及び保有する投資事業であること。

二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額の割合が百分の六十以上である

い)と。

三 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

(特定新事業開拓投資事業)

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員(当該無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の役員又は使用人)が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営又は技術の指導を行う事業(当該会社の事業の成長発展を図るた

(外部経営資源活用促進投資事業)

第四条の二 法第二条第八項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に規定する外国法人をい、新たに設立されるものを含む。以下この条において同じ。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）若しくは指定有価証券（投資事業有限

め、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

(外部経営資源活用促進投資事業)

第四条の二 法第二条第九項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保

責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを旨して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを旨して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三 法第二条第十項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入を受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（大学その他研究機関）

第四条の四 法第二条第十一項の経済産業省令で定める大学その他の研究機関は、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二

（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三 法第二条第十一項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（新設）

十六号) 第一条に規定する大学及び高等専門学
校をいう。) 、大学共同利用機関 (国立大学法
人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第四
項に規定する大学共同利用機関をいう。) 、独
立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年
法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行
政法人をいう。) 及び地方独立行政法人 (地方
独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号)
第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい
う。) であつて研究開発に関する業務を行うも
の、特殊法人 (法律により直接に設立された法
人又は特別の法律により特別の設立行為をもつ
て設立された法人であつて、総務省設置法 (平

成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。) であつて研究開発を目的とするもの(株式会社であるものを除く。)、一般社団法人及び一般財団法人であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関とする。

(生産性向上設備等の定義)

第五条 法第二条第十九項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(認定特定創業支援等事業により支援を受けた

(生産性向上設備等の定義)

第五条 法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(認定特定創業支援等事業により支援を受けた

ことの証明)

第七条 法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 (略)

(特定創業支援等事業)

第八条 法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるもの

ことの証明)

第七条 法第二条第二十九項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 (略)

(特定創業支援等事業)

第八条 法第二条第三十一項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるもの

は、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であつて、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四 (略)

(経済産業省令で定める金額)

第九条 法第二条第三十五項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

化

第一節 削除

は、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であつて、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四 (略)

(経済産業省令で定める金額)

第九条 法第二条第三十三項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

化

第一節 特定新事業開拓投資事業の促進

第十条から第十四条まで 削除

(特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請)

第十条 法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書

三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合

員の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を有することを証する書類

五 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定新事業開拓投資事業を円滑かつ確実に実施する体制を有することを証する書類

六 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該投資事業有限責任組合が特定新事業
開拓投資事業を実施するに当たり法令上行
政機関の許認可等（行政手続法（平成五年
法律第八十八号）第二条第三号に規定する
許認可等をいう。以下この号において同
じ。）を必要とする場合 当該許認可等が
あつたことを証する書類

ロ 当該投資事業有限責任組合が特定新事業
開拓投資事業を実施するに当たり法令上行
政機関に届出（行政手続法第二条第七号に
規定する届出をいう。以下この号において
同じ。）をしなければならない場合 当該
届出をしたことを証する書類

七 当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類

八 当該投資事業有限責任組合の組合員から特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金が
出資されたことを証する書類又は当該資金が
出資されることを証する書類

九 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 暴力団員等

ヘ 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第

十八条第二項又は第三項の規定により認定
を取り消された時において当該認定特定新
事業開拓投資事業組合の無限責任組合員で
あつた者であつて、その取消しの日から五
年を経過しないもの

ト 法人でその役員のうちイからへまでの
いずれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合
員が次のいずれにも該当しないことを証する
書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちイに該当する者

があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ニ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組

合員が個人である場合にあつては、当該個

人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九

十七号）第四条第一項に規定する特殊の関

係のある個人

ホ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組

合員が法人である場合にあつては、当該法

人の株主等（株主又は合名会社、合資会社

若しくは合同会社の社員その他法人の出資

者をいい、その法人が自己の株式又は出資

を有する場合のその法人を除く。以下この

号において同じ。)のグループ(その法人の一の株主等並びに当該一の株主等と法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。)が、当該法人の発行済株式又は出資(その法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者

へ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、二に掲げる個人及びホに掲げる者が他の法人を支配している場合(法人税法施

行令第四条第三項各号に掲げる場合をい

う。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。」における当該他の法人

ト 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの

十一 当該投資事業有限責任組合が当該認定の

申請の日の属する事業年度の前事業年度までに株式を取得した場合には、次に掲げる書類

イ 最初に株式を取得した事業年度以降の各事業年度における当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

ロ 当該投資事業有限責任組合が取得した株

式の発行会社が、その取得の時において第二條第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

ハ 当該投資事業有限責任組合が保有する株式の発行会社が、第二條第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

3 第一項の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であつて、十年を超えないものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十一条 経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき同法第2条第7項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合とし

て認定する。上

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。

(認定特定新事業開拓投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十二条 認定特定新事業開拓投資事業計画の趣

旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条
第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第十七条第一項の規定により特定新事業開
拓投資事業計画の変更の認定を受けようとする
認定特定新事業開拓投資事業組合は、様式第四
による申請書及びその写し各一通を、経済産業
大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定特
定新事業開拓投資事業計画の写しを添付して行
わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業
開拓投資事業計画の実施期間は、当該変更の認
定の申請前の認定特定新事業開拓投資事業計画

に従って特定新事業開拓投資事業を実施した期間を含めた当該特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であつて、十三年を超えないものとする。

5 第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、一回に限り変更することができる。

6 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定をすると

きは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき認定する。」

7 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

8 経済産業大臣は、第六項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、当

該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び
当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を
公表するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更の指
示）

第十三条 経済産業大臣は、法第十七条第三項の
規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の
変更を指示するときは、その旨及びその理由を
記載した様式第七による書面を当該変更を指示
する認定特定新事業開拓投資事業組合に交付す
るものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の認定の取
消し）

第十四条 経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該認定を取り消す認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消したときは、様式第九により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した投資事業有限責任組合の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

第十四条の二 法第十六条第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限責任組合を含む）。

次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第九の二による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- 一 申請者が投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（以下単に

第十四条の二 法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限責任組合を含む）。

次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第九の二による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- 一 申請者が投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（以下単に

「投資事業有限責任組合」とする。)の無限責任組合員になろうとする者である場合 次に掲げる書類

イ〜へ (略)

ト 投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

(1)・(2) (略)

(3) 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

「投資事業有限責任組合」とする。)の無限責任組合員になろうとする者である場合 次に掲げる書類

イ〜へ (略)

ト 投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

(1)・(2) (略)

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4)・(5) (略)

(6) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の無限責任組合員であった者であつて、その取消の日から五年を経過しないもの

(7)・(8) (略)

チ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の無限責任組合員であった者であつて、その取消の日から五年を経過しないもの

(7)・(8) (略)

チ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十四条の三 経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定め^に照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき同法第2条第9項に規定する外部経営資源活用促進投資事業を実施する者として認定す

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十四条の三 経済産業大臣は、法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定め^に照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の2第1項の規定に基づき同法第2条第9項に規定する外部経営資源活用促進投資事業を実施する者として認定す

等。」

2・3 (略)

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十四条の四 認定外部経営資源活用促進投資事

業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、

法第十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第十七条第一項の規定により外部経営資源

活用促進投資事業計画の変更の認定を受けよう

とする認定外部経営資源活用促進投資事業者

は、様式第九の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

等。」

2・3 (略)

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十四条の四 認定外部経営資源活用促進投資事

業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、

法第十七条の三第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第十七条の三第一項の規定により外部経営

資源活用促進投資事業計画の変更の認定を受け

ようとする認定外部経営資源活用促進投資事業

者は、様式第九の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

355 (略)

6 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定め^に照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき認定する。」

355 (略)

6 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十七条の二第三項の定め^に照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の3第1項の規定に基づき認定する。」

7・8 (略)

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の指示)

第十四条の五 経済産業大臣は、法第十七条第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の八による書面を当該変更を指示する認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の取消し)

第十四条の六 経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定外部経営資源活

7・8 (略)

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の指示)

第十四条の五 経済産業大臣は、法第十七条の第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の八による書面を当該変更を指示する認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の取消し)

第十四条の六 経済産業大臣は、法第十七条の第二項又は第三項の規定により認定外部経営資

用促進投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の九による書面を当該認定が取り消される認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

2 (略)

(確認申請書の提出)

第十四条の七 法第十七条の二第一項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業者による株式等の取得及び保有が、外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第九の十一

源活用促進投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の九による書面を当該認定が取り消される認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

2 (略)

(確認申請書の提出)

第十四条の七 法第十七条の四第一項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業者による株式等の取得及び保有が、外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第九の十一

及びその写し各一通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第十四条の十三 経済産業大臣は、法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

及びその写し各一通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第十四条の十三 経済産業大臣は、法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の3第1項の規定に基づき同法第2条第10項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動を実施する者として認定する。」

2 (略)

(法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等)

第十四条の二十五 法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一～六 (略)

(創業関連保証に係る資金の要件)

第六十二条 法第二百二十九条第一項の創業者の要

「産業競争力強化法第21条の3第1項の規定に基づき同法第2条第11項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動を実施する者として認定する。」

2 (略)

(法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等)

第十四条の二十五 法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一～六 (略)

(創業関連保証に係る資金の要件)

第六十二条 法第一百五十五条第一項の経済産業省

する資金のうち経済産業省令で定めるものは、
創業者の法第二条第三十項各号に掲げる創業に
係る事業の実施のため必要となる設備資金及び
運転資金とする。

第六十六条 削除

令で定める資金のうち経済産業省令で定めるも
のは、創業者の法第二条第二十八項各号に掲げ
る創業に係る事業の実施のため必要となる設備
資金及び運転資金とする。

(実施状況の報告)

第六十六条 認定特定新事業開拓投資事業組合の
無限責任組合員は、認定特定新事業開拓投資事
業計画の実施期間の各事業年度における実施状
況について、原則として当該事業年度終了後三
月以内に、様式第二十七により経済産業大臣に
報告しなければならない。

2 前項の報告には、次に掲げる書類を添付する
ものとする。

一 認定特定新事業開拓投資事業組合の組合契約書の写し

二 認定特定新事業開拓投資事業組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

三 認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度に取得した株式の発行会社が、その取得の時に於いて第二条第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証

備考 表中の（ ）は注記である。

する書類

四 認定特定新事業開拓投資事業組合が保有する株式の発行会社が、第二条第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

五 認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員が、第十条第二項第十号イからチのいずれにも該当しないことを証する書類

六 認定特定新事業開拓投資事業組合の有限責任組合員が、第十条第二項第十一号イからトのいずれにも該当しないことを証する書類

様式第一から様式第九の二、様式第九の五、様式第九の十一から様式第九の十三まで、様式第十及び様式第二十七を次のように改める。

様式第一から様式第九まで 削除

様式第九の二（第14条の2第1項関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）

住 所
名 称
氏 名

産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項（別紙一のとおり）
2. 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期（別紙二のとおり）
3. 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（別紙三のとおり）
4. 投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項（別紙四のとおり）

（備考）

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあつては、名称は不要とする。
2. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあつては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項については、別紙一に記載すること。
2. 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期については、別紙二に記載すること。
3. 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法については、別紙三に記載すること。
4. 投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項については、別紙四に記載すること。

別紙一（第14条の2第2項第1号ハ及び同条同項第2号ホ関係）

投資事業有限責任組合の概要

1. 無限責任組合員の概要

会 社 名	※個人の場合は氏名
所 在 地	※個人の場合は住所
電 話	
F A X	
連絡部署・担当者	
設 立 年 月 日	※個人の場合は不要
資 本 金	※個人の場合は不要
役員数・従業員数	役員数 人（うち非常勤 人）、従業員数 人（うち非常勤 人） ※個人の場合は不要
代表者及び役員 ※常勤・非常勤をカッ コ書で明記すること	※個人の場合は不要
主要株主及び持株比率 ※上位5名以上を明記すること	※個人の場合は不要
関連企業、グループ 内での位置づけ、当 該企業との取引状 況、出向者の有無等	※個人の場合は不要
沿 革	※個人の場合は不要
事 業 内 容	
会社の特色、投資 事業における特色	

2. 無限責任組合員の経営基盤（※法人のみ）

(1) 決算状況

【単位：百万円】

	〇/〇期（実績）	〇/〇期（実績）	〇/〇期（実績）	〇/〇期（実績）
売上				
経常利益				
当期利益				
自己資本				
自己資本比率				

(2) 組織体制

(3) 経営者及び役員の履歴

3. 投資担当者の投資事業等の実績

【投資担当者氏名 ○○ ○○】

(1) これまでに担当した投資事業有限責任組合等の投資実績

	ファンド名	ファンド規模	ファンドの種類	ファンドにおける役割	経営又は技術の指導の実績	運用時期
投資 担当 者 と し て の 実 績						～
						～
						～
						～
						～

(2) これまでに、投資事業有限責任組合等以外で、海外事業者との連携・支援や、外部経営資源活用促進の実績等がある場合にはその内容

※投資担当者が複数名いる場合は、担当者ごとに記載

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「1. 無限責任組合員の概要」について、無限責任組合員が個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本等（日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面を添付すること。）

(記載要領)

「投資事業有限責任組合の概要」には、外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項を記載すること。

様式第九の五（第14条の4第2項関係）

認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

住 所
名 称
氏 名

令和 年 月 日付けで認定を受けた外部経営資源活用促進投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

1. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあつては、名称は不要とする。
2. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあつては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）にあつては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別紙二（第14条の2第2項第1号ニ及び同条同項第2号へ関係）

外部経営資源活用促進投資事業の概要

1. 外部経営資源活用促進投資事業該当性

本計画は、以下の全ての要件を満たしております。

- 外国法人の発行する株式等の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものであること。
- 本計画に基づく投資事業を行うことで、投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- 投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。
- 本計画に基づく投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。
 - ① 株式等の短期的な売買による利益を受けること
 - ② 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
 - ③ 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること
 - ④ 投資先の事業者不動産をリースし、その投資先の事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

2. 外部経営資源活用促進投資事業の概要

(1) 実施内容の概要（簡潔に記載）

(2) 具体的事項

- ① 本組合の事業目的
- ② 投資先の事業者に対して実施する経営又は技術の指導の具体的な内容
- ③ 主な投資対象

④ 想定する投資先の内訳

	取得の価額の合計額 (想定)	割合 (想定)
外部経営資源活用促進投資 事業の海外投資	(A)	(A/D)
外部経営資源活用促進投資 事業以外の海外投資	(B)	(B/D)
国内投資	(C)	(C/D)
合計	(D)	100%

⑤ 投資形態・投資規模

⑥ 回収方法

3. ファンド組成計画（組成済みのファンドにあっては現状のファンド計画）

- (1) 投資事業有限責任組合の存続期間（年月日で記載）
- (2) 外部経営資源活用促進投資事業の実施期間（年月日で記載）
- (3) 払込方法（一括払い/分割払いの別）
- (4) 出資予定総額に対する募集・応募状況
- (5) 予定される有限責任組合員
- (6) 管理報酬
- (7) 成功報酬
- (8) 組合組成に関する法令上の問題の有無及びその内容

3. 本組合の運営体制及び運営方法

- (1) 運営体制・担当者について
- (2) 投資担当者の変更手続き

- (3) 発掘から投資決定に至るプロセス（発掘・調査・選定）
- (4) 投資から出口までの支援プロセス（支援内容・方法、モニタリング等）
- (5) 中立性の担保（利益相反の防止策）
- (6) 管理体制
- (7) 投資委員会又は投資検討会
- (8) 外国法人の発行する株式等の取得及び保有の割合について、外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時、若しくは認定外部経営資源活用促進投資事業に従って行われることについて確認を受けた投資が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置

4. 上記以外の特記事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

□がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

別紙三（第14条の2第2項第1号ホ及び同条同項第2号ト関係）

外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 投資事業有限責任組合の出資約束金額

年 月 日時点における〇〇〇投資事業有限責任組合の出資約束金額は以下のとおり。

組合員区分	組合員名	出資約束金額	出資	出資
			履行金額	未履行金額
無限責任組合員				
有限責任組合員				
合計				

2. 投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（該当する場合に記載）

	資金使途	金額	借入期間	中小機構の債務保証を受ける見込み
調達先				
調達先				
調達先				

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 出資約束金額には、投資事業有限責任組合契約に基づき投資事業有限責任組合に出資することを約した金額を記載すること。
2. 出資履行金額には、出資約束金額のうち出資の履行として投資事業有限責任組合に払い込んだ金額を記載すること。
3. 出資未履行金額には、出資約束金額のうち払込みをしていない金額を記載すること。
4. 中小機構の債務保証を受ける見込みがある場合は「2. 投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」に、その旨記載すること。

別紙四（第14条の2第2項第1号ト及びチ並びに同条同項第2号リ及びヌ関係）

投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する誓約書

年 月 日

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）

住 所
名 称
氏 名

当社（私）は、〇〇〇投資事業有限責任組合、その組合員及び投資担当者が、次に定める事項を満たすことを誓約します。

□1. 投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (4) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (5) 暴力団員等
- (6) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であって、その取消の日から五年を経過しない者
 - ① 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者
 - ② 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員
 - ③ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の、投資担当者
 - ④ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者
- (7) 法人であって、その役員の中に（6）①から④までのいずれかに該当する者がある者
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

□2. 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人であって、その役員の中に（1）に該当する者がある者
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（備考）

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
2. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

様式第九の十一（第14条の7関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われること
の経済産業大臣の確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

住 所
名 称
氏 名

産業競争力強化法第17条の2第1項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

記

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報（別紙のとおり）

（備考）

1. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあつては、名称は不要とする。
2. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあつては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）にあつては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙（第14条の7関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報

1. 個別投資の概要

- (1) 株式等の取得及び保有の対象となる外国法人の名称
- (2) 株式等の取得及び保有の概要（※確定前の場合は、可能な範囲で記載）
- ①株式の種類 [普通 / [] 種優先] 株式
- ②発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合
- (ア) 発行可能株式総数
普通株式 [] 株、 [] 種類優先株式 [] 株
- (イ) 発行済株式総数
普通株式 [] 株、 [] 種類優先株式 [] 株
- (ウ) 投資前後の出資割合
投資前 [] % 投資後 [] %
- ③取得株式数 [] 株（発行株式総数 [] 株）
- ④発行価額 [普通 / [] 種優先] 株式1株あたり [] 円
- ⑤払込金額の総額 [] 円
- ⑥払込期日 年 月 日
- (3) 株式等の取得、保有の目的及び予定保有期間
- (4) 活用を予定する外国法人の経営資源
- (5) 投資先事業者へ提供を予定する経営又は技術の指導の内容

2. 外部経営資源活用促進投資事業計画への該当性

当該個別の投資は、以下の全ての要件を満たしております。

- 個別の投資の対象となる外国法人と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- 認定外部経営資源活用促進投資事業者の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。
- 当該個別の投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。
- ①株式等の短期的な売買による利益を受けること

- ②専らデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- ③投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること
- ④投資先の事業者不動産をリースし、その投資先の事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

（記載要領）

1. がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 当該別紙については、投資先事業者ごとに作成すること。

様式第九の十二（第14条の9関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの変更確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

住	所
名	称
氏	名

産業競争力強化法第17条の2第1項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1. 変更した箇所
2. 変更した理由
3. 添付書類
（当該変更に係る申請添付書類のみ添付）

（備考）

1. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
2. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の十三（第14条の10第2項関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの
確認取消し通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで確認をした産業競争力強化法（以下「法」という。）第17条の2
第1項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資
事業計画に従って行われることについては、下記の理由により確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十(第15条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

認定申請書

産業競争力強化法第47条第1項の規定に基づき、同法第2条第21項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別添書類)

- 1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面
- 3 認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職 名	職 歴	備 考
計 名			

注. 手続実施者が第18条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

<p>手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名</p>	<p>職 歴</p>

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 第20条から第29条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第二十七 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。ただし、第

三条中経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第四条の二の改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加える部分に限る。）は、法附則第一条第二号に基づいて政令で定める日から施行する。

(特定新事業開拓投資事業計画に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に認定を受けている特定新事業開拓投資事業計画に関する実施状況の報告については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の

刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この省令による改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十四条の二第二項第一号ト(3)の規定を適用する。